様式２

不利益処分に係る処分基準

処分の名称		心身障害者福祉手当の受給に係る受診命令
根拠条例･規則等名		さいたま市心身障害者福祉手当支給条例
条　　項		第９条
所管部課		区役所　健康福祉部　支援課
処分基準	基　　準（未設定の場合はその理由）	さいたま市心身障害者福祉手当支給条例第９条 市長は、必要があると認めるときは、受給者又は保護者に対して、障害の程度について判定を受けるよう命じることができる。
	設定等年月日	平成１９年４月１日設定　　年 月 日最終改正
備　　考		